官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三五〇）　二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三五一）　三
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（三五二）　三
〔省　令〕
○労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働九九）　六
〔法規的告示〕
○令和七年度における労働保険事務組合に対する報奨金の交付の要件に係る算定の基準となる日の延長期日を定める件（厚生労働二七〇）　六
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三四二）　六
○重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件（文部科学一二四）　六
○重要無形文化財の保持者の追加認定の件（同一二五）　七
○選定保存技術の選定及び保持者の認定の件（同一二六）　七
○選定保存技術の保持者死亡による選定解除及び認定解除の件（同一二七、一二八）　九
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二三一）　九
○道路に関する件（関東地方整備局二〇九、二一〇）　一〇
○浄化槽の型式の認定を更新した件（北陸地方整備局五七）　一〇
○道路に関する件（同五八）　一〇
○道路に関する件（九州地方整備局一一六、一一七）　一〇
〔人事異動〕
人事院　最高裁判所　一〇
〔褒　賞〕
労　働　一〇
〔皇室事項〕
官庁事項　一二
〔官庁報告〕
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一二
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一二
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（徳島労働局最低賃金公示一）　一三
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
会社法第四百七十二条第一項の届出、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の届出・第二〇三条第一項の届出関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　二六

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百五十号）（デジタル庁）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月二十六日とする。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百五十一号）（デジタル庁）

1　個人番号カードの記載事項

個人番号カードの記載事項として、旧氏の振り仮名を追加する。（第一条関係）

2　その他

その他所要の規定の整備を行う。

3　施行期日等

⑴　この政令は、一部を除いて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十六日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百五十二号）（総務省）

1　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令に関する事項

⑴　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者に係る署名用電子証明書の記録事項について、旧氏の振り仮名を追加するものとすること。（第三十三条関係）

⑵　その他所要の規定の整備を行うこと。

2　附則

⑴　この政令は、公布の日から施行するものとすること。ただし、附則第三条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十六日）から施行するものとすること。（附則第一条関係）

⑵　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二条～第五条関係）

政　令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月二十六日とする。

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第七項第六号」を「第二条第七項第七号」に改め、同条第二号中「旧氏」の下に「及び旧氏の振り仮名」を加える。

第二十七条の二第一項中「第十三条第一号、第二号及び第四号」を「第十三条第一項第一号、第三号及び第五号」に改め、同項ただし書中「第十三条第五号」を「第十三条第一項第六号」に改める。

第二十七条の三第二項中「第十三条第一号、第二号及び第四号」を「第十三条第一項第一号、第三号及び第五号」に改め、同項ただし書中「同条第五号」を「同項第六号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十六日）から施行する。ただし、第二十七条の二第一項及び第二十七条の三第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現に申請され、又は発行されている行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードの記載事項については、改正後の第一条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十二号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の規定に基づき、この政令を制定する。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第二項」の下に「（同条第十項及び法第三条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同項」を「法第三条第二項」に改める。

第一条の二中「同条第十項において読み替えて」を「同条第十項において」に、「、法第三条第十項において読み替えて」を「法第三条第十項において」に改める。

第一条の三及び第一条の四を次のように改める。

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を頷事官を経由してする場合への準用）

第一条の三　第一条の規定は、法第三条の二第四項において同条第二項において準用する法第三条第二項の規定を準用する場合について準用する。

2　前条の規定は、法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第三条第三項の政令で定める措置について準用する。

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を頷事官を経由してする場合への準用）

第一条の四　第一条の規定は、法第三条の二第六項において同条第二項において準用する法第三条第二項の規定を準用する場合について準用する。

2　第一条の二の規定は、法第三条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第三条第三項の政令で定める措置について準用する。

第二条中「第三条第六項」の下に「（同条第十項において準用する場合を含む。）又は法第三条の二第二項において準用する法第三条第六項（法第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「法第三条第一項」に、「第七条の二第一項及び第二十三条の二第一項」を「第七条の二第一項及び第二十三条の二第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請への準用）

第二条の二　第一条の規定は、法第九条第二項において法第三条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。

2　第一条の二の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置について準用する。

3　第一条の規定は、法第九条第三項において法第三条の二第二項において準用する法第三条第二項（法第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。

4　第一条の二の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第三条第三項の政令で定める措置について準用する。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出への準用）

第二条の三　第一条の規定は、法第十条第二項において法第三条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第一条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

2　第一条の二の規定は、法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置について準用する。この場合において、第一条の二中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

3　第一条の規定は、法第十条第三項において法第三条の二第二項において準用する法第三条第二項（法第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第一条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

4　第一条の二の規定は、法第十条第三項において読み替えて準用する法第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第三条第三項の政令で定める措置について準用する。この場合において、第一条の二中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

第七条の二の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定は、法第十六条の八第二項において法第十六条の二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項中「個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは、「署名用電子証明書（法第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。）」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、法第十六条の九第二項において法第十六条の二第二項の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第一項中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

第十七条中「法第二十二条第二項」の下に「（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同項」を「法第二十二条第二項」に改める。

第十七条の二中「同条第十項において読み替えて」を「同条第十項において」に改める。

第十七条の三及び第十七条の四を次のように改める。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を附票管理市町村長以外の市町村長を経由してする場合への準用）

第十七条の三　第十七条の規定は、法第二十二条の二第四項において同条第二項において準用する法第二十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。

2　前条の規定は、法第二十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置について準用する。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を領事官を経由してする場合への準用）

第十七条の四　第十七条の規定は、法第二十二条の二第六項において同条第二項において準用する法第二十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。

2　第十七条の二の規定は、法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置について準用する。

第十八条中「第二十二条第六項」の下に「（同条第十項において準用する場合を含む。）又は法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第六項（法第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「法第二十二条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請への準用）

第十八条の二　第十七条の規定は、法第二十八条第二項において法第二十二条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。

2　第十七条の二の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置について準用する。

3　第十七条の規定は、法第二十八条第三項において法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第二項（法第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。

4　第十七条の二の規定は、法第二十八条第三項において準用する法第二十二条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置について準用する。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があった旨の届出への準用）

第十八条の三　第十七条の規定は、法第二十九条第二項において法第二十二条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第十七条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

2　第十七条の二の規定は、法第二十九条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置について準用する。この場合において、第十七条の二中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

3　第十七条の規定は、法第二十九条第三項において法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第二項（法第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第十七条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

4　第十七条の二の規定は、法第二十九条第三項において読み替えて準用する法第二十二条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置について準用する。この場合において、第十七条の二中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

第二十三条の二の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定は、法第三十五条の八第二項において法第三十五条の二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項中「個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは、「署名用電子証明書（法第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。）」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、法第三十五条の九第二項において法第三十五条の二第二項の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第一項中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

第三十一条の表第三条第二項の項中「第三条第二項」の下に「（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第三条第三項の項中「第三条第三項」の下に「（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第三条の二第二項において準用する第三条第二項の項中「第三条第二項」の下に「（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第三条の二第二項において準用する第三条第三項の項中「第三条第三項」の下に「（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第二十二条第二項の項中「第二十二条第二項」の下に「（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第二十二条第三項の項中「第二十二条第三項」の下に「（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第二項の項中「第二十二条第二項」の下に「（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

（旧氏等記載者に関する法の規定の特例）

第三十三条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者に係る法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項及び同条第十項において準用する同条第一項（これらの規定を第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）	から第三号まで	及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び旧氏の振り仮名（同令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号、第三号
第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項（第十六条の八第二項及び第十六条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の六第一項、第二十二条第二項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する同条第一項に規定する署名用電子証明書（第三十五条の二第二項及び第三十五条の九第二項において準用する場合を含む。）	から第三号まで	
		及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏及び旧氏の振り仮名並びに同条第二号、第三号

（外国人住民の通称に関する法の規定の特例）

第三十四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されている場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項及び同条第十項において準用する同条第二項（これらの規定を第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）	、第二号	に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号
第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項（第十六条の八第二項及び第十六条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の六第一項第三号、第二十二条第二項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第十項において準用する同条第二項及び第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十五条の二第二項（第三十五条の八第二項及び第三十五条の九第二項において準用する場合を含む。）	、第二号	に掲げる事項及び通称並びに同条第二号

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号。次条及び附則第三条第一項において「番号利用法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十六日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日から番号利用法等改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（以下この条及び次条において「新令」という。）第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、新令第三十三条中「に係る法」とあるのは「に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第四条の規定により読み替えて適用される法（以下この条及び次条において「読替え後の法」という。）」と、「掲げる法」とあるのは「掲げる読替え後の法」と、同条の表第三条第二項及び同条第十項において準用する同条第二項（これらの規定を第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）の項中「から第三号まで」とあるのは「、第二号」と、「及び第一号の二に掲げる事項並びに」とあるのは「に掲げる事項及び」と、「及び旧氏の振り仮名（同令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号、第三号」とあるのは「並びに同法第七条第二号」と、同表第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項（第十六条の八第二項及び第十六条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の六第一項第三号、第二十二条第二項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第十項において準用する同条第二項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十五条の二第二項（第三十五条の八第二項及び第三十五条の九第二項において準用する場合を含む。）の項中「から第三号まで」とあるのは「、第二号」と、「及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏及び旧氏の振り仮名並びに同条第二号、第三号」とあるのは「に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号」と、新令第三十四条中「おける法」とあるのは「おける読替え後の法」と、「掲げる法」とあるのは「掲げる読替え後の法」とする。

第三条　番号利用法等改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下この条において「公的個人認証法」という。）第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていない個人番号カード用署名用電子証明書（公的個人認証法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。次項において同じ。）又は公的個人認証法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項については、新令第三十三条の規定により読み替えて適用される公的個人認証法第七条第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第十六条の六第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　前項の規定の適用を受ける個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けている署名利用者（公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者をいう。）についての新令第三十三条の規定により読み替えて適用される公的個人認証法第十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる住民票の記載は、同号に規定する記載の修正でないものとみなす。

一　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第十七号。以下この項及び附則第五条において「住基令改正令」という。）附則第二条第二項の規定による住民票の記載

二　住基令改正令附則第三条第一項の規定による住民票の記載

三　住基令改正令附則第四条第二項の規定による住民票の記載

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条及び第三十四条の改正規定を削る。

附則ただし書を削る。

（住基令改正令の一部改正）

第五条　住基令改正令の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項を削る。

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

省令

○厚生労働省令第九十九号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 1　（略） 2　令和六年一月一日において石川県のうち輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に対して令和七年度に交付する整備法第二十三条（石綿健康被害救済法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報奨金に係る第二条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「十月十五日」とあるのは、「十二月二十六日」とする。	附　則 1　（略） 2　令和六年一月一日において石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に対して令和六年度に交付する整備法第二十三条（石綿健康被害救済法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報奨金に係る第二条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「十月十五日」とあるのは、「令和七年一月三十一日」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百七十号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第一条第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書の規定に基づき、令和七年度における同条第一項に規定する労働保険料に係る報奨金及び同条第二項に規定する一般拠出金に係る報奨金の交付の要件に係る算定の基準となる日に関し、延長後の期日として厚生労働大臣が定める日は、令和六年一月一日において次の表の上欄に掲げる区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる日とする。

令和七年十月十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

石川県のうち輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町	令和七年十月三十一日

その他告示

○総務省告示第三百四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月十日

総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　令和七年度米陸軍との実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年十月十四日から令和七年十二月四日まで
三　派遣人数（概数）　四百四十人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国ワシントン州

○関東地方整備局告示第二百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
栃木県那須郡那須町大字豊原乙字川東二九七一番一から同町大字豊原乙字川東二九七一番一まで	前	一四・八三～一八・八九メートル
	後	一八・三四～一九・二八キロメートル〇・〇〇九

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	四号
供用開始の区間	栃木県那須郡那須町大字寺子丙字前原三〇六四番一地内から〃まで
図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
供用開始の期日	令和七年十月十日

○北陸地方整備局告示第五十七号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和七年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月十日

北陸地方整備局長　髙松　論

認定更新番号表

（令和７年10月１日）

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
代浄化槽表取締役　谷口　吏		
アムズ㈱		
アムズ　ＥＸ―16型	4―20Ｋ―１Ｄ―001	4―25Ｋ―１Ｄ―001
〃　ＥＸ―18型	〃　―１	〃　―１
〃　ＥＸ―20型	〃　―２	〃　―２
〃　ＥＸ―21型	〃　―３	〃　―３
〃　ＥＸ―25型	〃　―４	〃　―４
〃　ＥＸ―28型	〃　―５	〃　―５
〃　ＥＸ―30型	〃　―６	〃　―６
アムズ　ＥＸ―32型	4―20Ｋ―１Ｄ―002	4―25Ｋ―１Ｄ―002
〃　ＥＸ―35型	〃　―１	〃　―１
〃　ＥＸ―38型	〃　―２	〃　―２
〃　ＥＸ―40型	〃　―３	〃　―３

○防衛省告示第二百三十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年十月十七日から同月二十二日（予備、同月二十三日から同月二十六日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一八、二八八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〃　ＥＸ―42型	〃　―４	〃　―４
〃　ＥＸ―45型	〃　―５	〃　―５
〃　ＥＸ―48型	〃　―６	〃　―６
〃　ＥＸ―50型	〃　―７	〃　―７
アムズ　ＣＸＬ―15型	４―20Ｋ―１Ｆ―001	４―25Ｋ―１Ｆ―001
〃　ＣＸＬ―18型	〃　―１	〃　―１
〃　ＣＸＬ―20型	〃　―２	〃　―２
〃　ＣＸＬ―22型	〃　―３	〃　―３
〃　ＣＸＬ―25型	〃　―４	〃　―４
〃　ＣＸＬ―28型	〃　―５	〃　―５
〃　ＣＸＬ―30型	〃　―６	〃　―６
アムズ　ＣＸＬ―32型	４―20Ｋ―１Ｆ―002	４―25Ｋ―１Ｆ―002
〃　ＣＸＬ―35型	〃　―１	〃　―１
〃　ＣＸＬ―38型	〃　―２	〃　―２
〃　ＣＸＬ―40型	〃　―３	〃　―３
〃　ＣＸＬ―42型	〃　―４	〃　―４
〃　ＣＸＬ―45型	〃　―５	〃　―５
〃　ＣＸＬ―48型	〃　―６	〃　―６
〃　ＣＸＬ―50型	〃　―７	〃　―７
アムズ　ＦＸＥ２―１型（101～500）	４―20Ｋ―６ＢＲ―001	４―25Ｋ―６ＢＲ―001
〃　ＦＸＥ２―２型（101～500）	〃　―１	〃　―１
〃　ＦＸＥ２―３型（101～500）	〃　―２	〃　―２
〃　ＦＸＥ２―４型（101～500）	〃　―３	〃　―３
〃　ＦＸＥ２―５型（101～500）	〃　―４	〃　―４
〃　ＦＸＥ２―６型（101～500）	〃　―５	〃　―５
〃　ＦＸＥ２―７型（101～500）	〃　―６	〃　―６
〃　ＦＸＥ２―８型（101～500）	〃　―７	〃　―７
〃　ＦＸＥ２―９型（101～500）	〃　―８	〃　―８
〃　ＦＸＥ２―10型（101～500）	〃　―９	〃　―９
〃　ＦＸＥ２―11型（101～500）	〃　―10	〃　―10
〃　ＦＸＥ２―12型（101～500）	〃　―11	〃　―11
アムズ　ＦＸＥ２―13型（501～1000）	４―20Ｋ―６ＢＲ―002	４―25Ｋ―６ＢＲ―002
〃　ＦＸＥ２―14型（501～1000）	〃　―１	〃　―１
〃　ＦＸＥ２―15型（501～1000）	〃　―２	〃　―２
〃　ＦＸＥ２―16型（501～1000）	〃　―３	〃　―３
〃　ＦＸＥ２―17型（501～1000）	〃　―４	〃　―４

アムズ　ＦＸ２―１型（51～385）	４―20Ｋ―６ＢＴ―001	４―25Ｋ―６ＢＴ―001
〃　ＦＸ２―２型（51～385）	〃　―１	〃　―１
〃　ＦＸ２―３型（51～400）	〃　―２	〃　―２
〃　ＦＸ２―４型（51～400）	〃　―３	〃　―３
〃　ＦＸ２―５型（51～400）	〃　―４	〃　―４
〃　ＦＸ２―６型（51～400）	〃　―５	〃　―５
〃　ＦＸ２―７型（51～400）	〃　―６	〃　―６
日本農業集落排水協会 ―S_{96}―Ａ―１型 農業集落排水処理施設（51～70）	４―20Ｋ―Ｈ―001	４―25Ｋ―Ｈ―001
〃　―S_{96}―Ａ―２型 〃　（80～120）	〃　―１	〃　―１
〃　―S_{96}―Ａ―３型 〃　（130～140）	〃　―２	〃　―２
〃　―S_{96}―Ａ―４型 〃　（150～200）	〃　―３	〃　―３
〃　―S_{96}―Ａ―５型 〃　（210～280）	〃　―４	〃　―４
〃　―S_{96}―Ａ―６型 〃　（290～310）	〃　―５	〃　―５
〃　―S_{96}―Ａ―７型 〃　（320～400）	〃　―６	〃　―６
地域資源循環技術センター ―F_{M}―Ａ―１型 農業集落排水処理施設	４―20Ｋ―Ｈ―002	４―25Ｋ―Ｈ―002
〃　―F_{M}―Ａ―２型 〃	〃　―１	〃　―１
〃　―F_{M}―Ａ―３型 〃	〃　―２	〃　―２
アムズ ＮＲＫ―１型（51～500）	４―20Ｋ―Ｈ―003	４―25Ｋ―Ｈ―003
〃　ＮＲＫ―２型（51～500）	〃　―１	〃　―１
〃　ＮＲＫ―３型（51～500）	〃　―２	〃　―２
〃　ＮＲＫ―４型（51～500）	〃　―３	〃　―３
〃　ＮＲＫ―５型（501～4000）	〃　―４	〃　―４
〃　ＮＲＫ―６型（501～4000）	〃　―５	〃　―５
〃　ＮＲＫ―７型（501～4000）	〃　―６	〃　―６
〃　ＮＲＫ―８型（501～4000）	〃　―７	〃　―７
〃　ＮＲＫ―９型（501～4000）	〃　―８	〃　―８
〃　ＮＲＫ―10型（501～4000）	〃　―９	〃　―９
〃　ＮＲＫ―11型（501～4000）	〃　―10	〃　―10
〃　ＮＲＫ―12型（501～4000）	〃　―11	〃　―11

アムズ　ＮＲＫＧ－１型（51～500）	4－20K－H－004	4－25K－H－004
〃　ＮＲＫＧ－２型（51～500）	〃　－1	〃　－1
〃　ＮＲＫＧ－３型（51～500）	〃　－2	〃　－2
〃　ＮＲＫＧ－４型（51～500）	〃　－3	〃　－3
〃　ＮＲＫＧ－５型（51～500）	〃　－4	〃　－4
〃　ＮＲＫＧ－６型（51～500）	〃　－5	〃　－5
〃　ＮＲＫＧ－７型（51～500）	〃　－6	〃　－6
〃　ＮＲＫＧ－８型（51～500）	〃　－7	〃　－7
〃　ＮＲＫＧ－９型（51～500）	〃　－8	〃　－8
〃　ＮＲＫＧ－10型（51～500）	〃　－9	〃　－9
〃　ＮＲＫＧ－11型（51～500）	〃　－10	〃　－10
〃　ＮＲＫＧ－12型（51～500）	〃　－11	〃　－11
〃　ＮＲＫＧ－13型（51～500）	〃　－12	〃　－12
〃　ＮＲＫＧ－14型（51～500）	〃　－13	〃　－13
〃　ＮＲＫＧ－15型（501～4000）	〃　－14	〃　－14
〃　ＮＲＫＧ－16型（501～4000）	〃　－15	〃　－15
〃　ＮＲＫＧ－17型（501～4000）	〃　－16	〃　－16
〃　ＮＲＫＧ－18型（501～4000）	〃　－17	〃　－17
〃　ＮＲＫＧ－19型（501～4000）	〃　－18	〃　－18
〃　ＮＲＫＧ－20型（501～4000）	〃　－19	〃　－19
〃　ＮＲＫＧ－21型（501～4000）	〃　－20	〃　－20
〃　ＮＲＫＧ－22型（501～4000）	〃　－21	〃　－21
〃　ＮＲＫＧ－23型（501～4000）	〃　－22	〃　－22
〃　ＮＲＫＧ－24型（501～4000）	〃　－23	〃　－23
アムズ　ＣＸＺ－12型	4－20K－H－005	4－25K－H－005
〃　ＣＸＺ－14型	〃　－1	〃　－1
〃　ＣＸＺ－15型	〃　－2	〃　－2
〃　ＣＸＺ－16型	〃　－3	〃　－3
〃　ＣＸＺ－18型	〃　－4	〃　－4
〃　ＣＸＺ－20型	〃　－5	〃　－5
〃　ＣＸＺ－21型	〃　－6	〃　－6
〃　ＣＸＺ－25型	〃　－7	〃　－7
〃　ＣＸＺ－30型	〃　－8	〃　－8
〃　ＣＸＺ－35型	〃　－9	〃　－9
〃　ＣＸＺ－40型	〃　－10	〃　－10
〃　ＣＸＺ－45型	〃　－11	〃　－11
〃　ＣＸＺ－50型	〃　－12	〃　－12
ニッコー㈱ 代表取締役社長　三谷　明子		
ニッコー小規模浄化槽 浄化王－５型	4－20K－H－006	4－25K－H－006
〃　浄化王－７型	〃　－1	〃　－1
〃　浄化王－10型	〃　－2	〃　－2
〃　浄化王－14型	〃　－3	〃　－3
〃　浄化王－16型	〃　－4	〃　－4
〃　浄化王－18型	〃　－5	〃　－5
ニッコー小規模浄化槽 浄化王－21型	4－20K－H－007	4－25K－H－007
〃　浄化王－25型	〃　－1	〃　－1
〃　浄化王－30型	〃　－2	〃　－2
ニッコー小規模浄化槽 浄化王χ－５型	4－20K－H－008	4－25K－H－008
〃　浄化王χ－７型	〃　－1	〃　－1
〃　浄化王χ－10型	〃　－2	〃　－2
ニッコー小規模浄化槽 浄化王χ－14型	4－20K－H－009	4－25K－H－009
〃　浄化王χ－16型	〃　－1	〃　－1
〃　浄化王χ－18型	〃　－2	〃　－2
〃　浄化王χ－21型	〃　－3	〃　－3
ニッコー小規模浄化槽 ＮＳＥ－35型	4－20K－H－010	4－25K－H－010
〃　ＮＳＥ－40型	〃　－1	〃　－1
〃　ＮＳＥ－45型	〃　－2	〃　－2
〃　ＮＳＥ－50型	〃　－3	〃　－3
ニッコー浄化槽　ＮＫＴ－１型	4－20K－H－011	4－25K－H－011
ニッコー浄化槽　ＮＫＴ－３型	4－20K－H－012	4－25K－H－012
〃　ＮＫＴ－４型	〃　－1	〃　－1

○北陸地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十日

北陸地方整備局長　髙松　論

路線名	供用開始の区間
四百十五号及び四百十九号	新潟県上越市南区横越字上一ま郷で二二番一から三番一まで
越江南区横越字上一ま郷で二二番一から三番一まで	北陸地方整備局
図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月十日

（分の部のみ。）

関係図面に表示する横江南区横越字上一ま郷で二二番一から三番一まで

○九州地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
指宿市十町字九玉前二四五番から同市十町字九玉前二四六番三まで	前	一八・五〇～二六・六九メートル	〇・〇五四キロメートル
	後	一九・八一～二八・一一メートル	〇・〇五四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十六号	指宿市十町字九玉前二四〇番二から同市十町字九玉前二四六番三まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月十日

人事異動

人事院

（外務省在アトランタ日本国総領事館総領事）

前田　未央

事務総局審議官に転任させる

（事務総局審議官）

平野　隆一

外務省に出向させる（以上十月一日）

最高裁判所

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事

佐藤　哲治

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する

釧路地方裁判所判事兼釧路家庭裁判所判事・釧路簡易裁判所判事

飛澤　知行

大阪高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

大阪簡易裁判所判事に補する

前橋地方裁判所判事兼前橋家庭裁判所判事・高崎簡易裁判所判事

武藤真紀子

釧路地方裁判所判事に補する

釧路地方裁判所所長を命ずる

兼ねて釧路家庭裁判所判事に補する

釧路簡易裁判所判事に補する

千葉地方裁判所判事・千葉簡易裁判所判事

本田　晃

前橋地方裁判所判事に補する

前橋地方裁判所高崎支部勤務を命ずる

前橋地方裁判所高崎支部長を命ずる

兼ねて前橋家庭裁判所判事に補する

前橋家庭裁判所高崎支部勤務を命ずる

前橋家庭裁判所高崎支部長を命ずる

高崎簡易裁判所判事に補する

高崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事

佐野　信

千葉地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

千葉簡易裁判所判事に補する（以上十月六日）

簡易裁判所判事

渡邉　英敬

仙台簡易裁判所判事に補する

秋元　学

仙台簡易裁判所判事

福島富岡簡易裁判所判事に補する

兼ねて相馬簡易裁判所判事に補する（以上十月七日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事太田晃詳は十月五日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

簡易裁判所判事山崎潤一は十月六日限り定年退官

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年九月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

大矢　俊樹	湯浅　哲哉	坂井　規子	
金山　泰英	木村夫早子	端山　正明	
大山　亘	鹿島　広樹	堀口　公子	
岡本　健	伊藤　嘉紳	西本久美子	
佐藤　重孝	満谷　和子	石上　陽子	
清末　数仁	青木　稔	杉江　陸	
村上　裕	勝呂　彰	佐藤　康毅	
渡邉　信喜	近藤　景介	井上　善雄	
弘瀬　勇	青山　善充	遠藤　尚男	
井上　直紀	根本新太郎	大西　怜子	
山根　正寛	廣野　友英	渡部　浩由	
鈴木さと子	山本　一郎	板橋　明	
新城　満守	西上あゆみ	丸山　裕子	
松村　有格	中村　道子	宮下なぎえ	
稲福　誠	深野　修	國司　学	
弓田　八平	金杉　和秋	小形　三雄	
妹尾　晃	服部　雄太	新村　木実	

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年九月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

廣谷　顯一	大森　勢子	大森　孝子
飯村　愼一	河合　宏光	阿部　直子
花形三千代	西野　茂雄	葛西　正人
藤原　英子	三好　脇子	

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年九月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

舟橋　孝之	小澤　健一	上野　昌也
高瀬　忠尚	中谷與志子	齋藤浩一郎
倉持　行夫	山中　郁子	高橋　秀夫
深田　充夫	内海　誠仁	宗次　徳二
原田　曠暉	河合　誠義	中瀬古雅子
高須　克彌	木山　順弘	吉松　弘
大塚　裕司	熊谷　正寿	戸田　学

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

内藤　研介

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける

四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個を授ける

仲谷　穣治	牧　寛之	
水嶋　浩雅	梅村　孝雄	

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年九月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

王　厚龍	福中　政美	
松下　剛	吉川　幸子	

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

池　俊明　樋口　惇

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年九月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社アイザック・オール

株式会社アイザック

小太郎漢方製薬株式会社

日本曹達株式会社
福岡アルミ工業株式会社
株式会社三栄建設
株式会社エス・ケイ通信
株式会社つるや
岡三証券株式会社
株式会社壱番屋
大東開発株式会社
巌本商事株式会社
アイテック株式会社
株式会社エコ計画
協成建設工業株式会社
伊賀産業株式会社
株式会社サウンドハウス
株式会社ＦＥＬ
かんべ土地建物株式会社
株式会社熊本銀行
株式会社熊本県民テレビ
株式会社ＭＩＸＩ
尾張陸運株式会社
ナイカイ塩業株式会社
株式会社肥後銀行
三井不動産株式会社
日東化成株式会社
キョーラク株式会社
東海建設株式会社
吉野石膏株式会社
株式会社コモレビ
株式会社Ｃｙｇａｍｅｓ
山中産業株式会社
一般財団法人太田綜合病院
イシイ株式会社
有限会社ＢＢＪ
株式会社内藤建築事務所
関西チューブ株式会社
ＮＡＮＥＩ株式会社
エレコム株式会社
株式会社パウレック
伊藤忠商事株式会社
医療法人全健会
株式会社キミカ
中谷産業株式会社
藤田株式会社
株式会社アプレ
株式会社稲川良一商店
ダイドー株式会社
株式会社サードウェーブ
フェイス・ワン株式会社
信金中央金庫
エムトラスト株式会社
フジッコ株式会社
株式会社松原組
富永貿易株式会社
ディーアイシージャパン株式会社
青池水産株式会社
株式会社扇谷
金子真珠養殖株式会社
湖北工業株式会社
ファロスファーム株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年九月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故程田行雄遺族　程田　和幸
故藤井裕三遺族　藤井　裕司
故正木千栄遺族　殿村　順子
故伊藤勲遺族　伊藤　滋

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年九月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故臼井**溢**遺族　臼井　一子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

行幸啓

天皇皇后両陛下は、科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム（ISTフォーラム）第二十二回年次総会開会式及びオープニングセッションに御臨席並びに地方事情を御視察、併せて二〇二五年日本国際博覧会会場を御視察のため、十月四日午前九時四十五分御出門、京都府及び大阪府へ行幸啓、同月六日午後九時三十五分還幸啓になった。

皇室事項

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十九号
(三) 占用を制限する区域　新潟市江南区横越字上郷二二五二番一から同市江南区横越字上郷二〇〇三番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十月十一日
(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百八号
(三) 占用を制限する区域　熊本県玉名郡玉東町大字上木葉字竹ノ下三一番一から同町大字木葉字土生野原六九四番三まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十月十一日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

徳島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、徳島県最低賃金（昭和55年徳島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年10月10日

徳島労働局長　亀井　　崇

第４号中「１時間980円」を「１時間1,046円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年１月１日から効力を生ずる。

公　　告

諸　事　項

会社法第472条第１項の届出に関する公告

株式会社であって、本日現在において、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第139条で定めるところにより、本店の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該株式会社が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該株式会社に関する登記がされないときは、当該株式会社は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年10月10日　法務大臣　鈴木　馨祐

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条第１項の届出に関する公告

一般社団法人であって、本日現在において、当該一般社団法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第57条で定めるところにより、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該一般社団法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該一般社団法人に関する登記がされないときは、当該一般社団法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年10月10日　法務大臣　鈴木　馨祐

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第203条第１項の届出に関する公告

一般財団法人であって、本日現在において、当該一般財団法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第65条で定めるところにより、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該一般財団法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該一般財団法人に関する登記がされないときは、当該一般財団法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年10月10日　法務大臣　鈴木　馨祐

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００１号
山形県米沢市城南４丁目３番16号
清算株式会社　株式会社フラスク
代表清算人　井上　　太
１　決定年月日　令和７年９月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山形地方裁判所米沢支部

令和７年（ヒ）第１６号
徳島県徳島市問屋町52番地
清算株式会社　株式会社アロー
代表清算人　多田　千了
１　決定年月日　令和７年９月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

特別清算終結

令和５年（ヒ）第２０６９号
東京都中央区八丁堀１丁目５―２はごろもビル２階
清算株式会社　ＢＩ株式会社
１　決定年月日　令和７年９月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０２４号
東京都千代田区神田佐久間町４丁目22番１号
清算株式会社　株式会社徳禅庵
１　決定年月日　令和７年９月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２号
兵庫県宝塚市小林５丁目５―47
清算株式会社　コンフィット株式会社
代表清算人　尾添　純一
１　決定年月日　令和７年９月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所伊丹支部

令和７年（ヒ）第１３号
徳島市津田海岸町５番43号
清算株式会社　株式会社エヌエス
１　決定年月日　令和７年９月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００６号
横浜市西区浜松町10番３号
清算株式会社　株式会社横浜フキ
代表清算人　田中　義明
１　決定年月日　令和７年９月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は、各協定債権に係る債務を免除する。
２　前項の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者田中義明及び田中大志を除く各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己及び庚の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己及び庚は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十八日
掲載頁　六十九頁（号外第四十一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十八日
掲載頁　六十九頁（号外第四十一号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十八日
掲載頁　七十五頁（号外第四十一号）

（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十八日
掲載頁　六十三頁（号外第四十一号）

（戊）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十八日
掲載頁　七十六頁（号外第四十一号）

（己）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十八日
掲載頁　七十七頁（号外第四十一号）

（庚）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十八日
掲載頁　六十六頁（号外第四十一号）

令和七年十月十日
東京都調布市仙川町二丁目五番地七
（甲）デリア食品株式会社
代表取締役　竹中　成人
東京都昭島市代官山三丁目一番三号
（乙）株式会社旬菜デリ
代表取締役　福田　力
愛知県瀬戸市南山口町六四〇番地
（丙）株式会社セトデリカ
代表取締役　上釜　利雄
札幌市手稲区西宮の沢一条一丁目二番一号
（丁）株式会社イシカリデリカ
代表取締役　関　泰宏
兵庫県伊丹市南町四丁目七番一号
（戊）株式会社ハンシンデリカ
代表取締役　石川　昇
佐賀県鳥栖市田代外町七〇一番地
（己）株式会社トスデリカ
代表取締役　田中　龍二
岩手県北上市相去町大松沢一番八九
（庚）株式会社キタカミデリカ
代表取締役　加藤　大輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十八日であり、甲、乙、丙及び丁の総社員の同意は令和七年十月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日
東京都品川区西五反田三丁目六番二三―一六〇三号
（甲）ＴＥＥ―ＥＮＧＡＧＥＭＥＮＴ合同会社
代表社員　石渡　奏子
東京都品川区北品川一丁目九番七号トップルーム品川一〇一五号
（乙）ＦＲＯＭＺ合同会社
代表社員　石渡　奏子
東京都品川区西五反田三丁目六番二三―一六〇三号
（丙）合同会社ＶＩＳＴＡＣＨＩＯ
代表社員　石渡　奏子
神奈川県横浜市保土ヶ谷区川辺町二番地五―二〇〇七号
（丁）ＩＳＨＩＷＡＴＡ―ＳＹＳ合同会社
代表社員　石渡　奏子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　一三三頁（号外第一六六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　一三三頁（号外第一六六号）
令和七年十月十日
東京都港区白金五丁目八番一二号
（甲）株式会社ＲＧ
代表取締役　横山　幸雄
東京都港区白金五丁目八番一二号
（乙）株式会社ＴＹ
代表取締役　横山　幸雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十六日
掲載頁　六十二頁（号外第一六三号）
令和七年十月十日
東京都港区浜松町二丁目四番一号
（甲）ＯＰＩ・19株式会社
代表取締役　三宅　誠一
東京都港区浜松町二丁目四番一号
（乙）ＯＰＩ・20合同会社
代表社員　ＯＰＩ・19株式会社
職務執行者　三宅　誠一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　十八頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　七十五頁（号外第一四三号）
令和七年十月十日
東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一三番六号
（甲）株式会社アイエフネット
代表取締役　柴田　彰
東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一三番六号
（乙）株式会社ＮＥＸＴ
代表取締役　柴田　彰

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　十八頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　七十六頁（号外第一四三号）
令和七年十月十日
東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一三番六号
（甲）株式会社アイエフネット
代表取締役　柴田　彰
東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一三番六号
（乙）株式会社アントレプレナー
代表取締役　風間　芳樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十日
大阪市北区西天満四丁目三番一号
（甲）シャムロック株式会社
代表取締役　土井　薫
大阪市淀川区十三東三丁目一番二号
（乙）有限会社ＳＫカンパニー
代表取締役　土井　薫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十日であり、組織変更後の商号は株式会社野月興業とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日
青森県十和田市大字八斗沢字家ノ下一八七番一二号
合同会社野月興業
代表社員　野月　岳斗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日
千葉県千葉市中央区富士見一―一四―一三
千葉大栄ビル八階　合同会社テネモンズ
代表社員　一戸　充

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日
東京都港区南青山二丁目二番一五号
合同会社サステックス
代表社員　須藤　広大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日
東京都品川区西五反田一丁目二六番二号
五反田サンハイツ九一一
合同会社Ｗｏｒｋ　Ａｓ　Ｈｏｂｂｙ
代表社員　小泉頌二郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

東京都荒川区町屋二丁目一六番一〇―二〇一号

合同会社やどりん

代表社員　江﨑　桃子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

東京都千代田区神田北乗物町一八番地山本ビル一階

合同会社ナナミイーツ

代表社員　髙橋　智幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

東京都渋谷区桜丘町二三番一七号シティコート桜丘四〇八　じゅそうけん合同会社

代表社員　伊藤滉一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

東京都豊島区北大塚三丁目三二―四梅原ビル

合同会社ＳＥＮＫＹＵ

代表社員　レ・ジィ・ルンー

組織変更公告

当社は、株式会社に組織を変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

東京都千代田区神田富山町二四―一一

合同会社フレンテアーク

代表社員　唐澤　正史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十二日であり、組織変更後の商号は株式会社しくみ工房とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

東京都八王子市千人町四丁目六番二二号

合同会社しくみ工房

代表社員　鶴田　勝巳

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

東京都世田谷区深沢四丁目二八番二号ワイズ深沢二〇一

合同会社ＧＶＣＣ

代表社員　久野　和禎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

岐阜市薬師町三四番地五

合同会社Ｅｙｅ　ｗａｌｌ

代表社員　株式会社北海道パートナーズとかち

職務執行者　川合　佑介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十二日であり、組織変更後の商号はさんこめ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

静岡県田方郡函南町間宮八六〇番地の二

さんこめ合同会社

代表社員　野村　直生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、組織変更後の商号はプロジェクトパートナー株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

大阪府大阪市北区豊崎三丁目一五番五号

ＴＫビル二階コモンルーム中津

プロジェクトパートナー合同会社

代表社員　桐山　大典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

大阪府茨木市南春日丘三―三―八

合同会社Ｌｉｌｙ

代表社員　東谷　卓弥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十一日であり組織変更後の商号は、株式会社ＩＫＭとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

大阪府寝屋川市平池町一六―一六

合同会社ＩＫＭ

代表社員　與那嶺聖也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

島根県益田市匹見町落合ホ六五番地

合同会社グリーンファクトリー匹見

代表社員　齋藤　光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

宮崎市谷川二丁目七番一〇号

合同会社ベストスマイル

代表社員　髙木　新吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十三億四千七百四十九万九千五百円減少し三億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社ホームページ　https://www.iuk.co.jp

令和七年十月十日

東京都中央区明石町八番一号

ＩＨＩ運搬機械株式会社

代表取締役　赤松　真生

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万三百四十二円減少し一億円とし、全額を資本準備金に振り替えることといたしました。

効力発生日は令和七年十一月十四日であり、株主総会の決議は、令和七年九月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

http://www.j-next.co.jp

令和七年十月十日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

ジェイ・ネクスト株式会社

代表取締役　内添　正伸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　九十頁（号外第九十七号）

令和七年十月十日

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目三五番二三号

株式会社Ｄｓｔｙｌｅホールディングス

代表取締役　徳田　充孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　九十頁（号外第九十七号）

令和七年十月十日

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目三五番二三号

株式会社ダイアナ

代表取締役　徳田　充孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　九頁

令和七年十月十日

東京都中央区築地二丁目一五番一九号ミレニアム築地七階

イベルドローラ・リニューアブルズ・ジャパン株式会社

代表取締役　ホセ・オリオール・オヨス

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し四千三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十日

東京都葛飾区鎌倉三丁目二六番一号

有限会社ライフデザイン

代表取締役　齋藤　功

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

岐阜県安八郡輪之内町中郷新田二四四四番地の四

内海商事合同会社

代表社員　王　鋭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十一日であり、株主総会の決議は令和七年十月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://ns-nara.nissan-dealer.jp/

令和七年十月十日

奈良県大和郡山市上三橋町一二四番地の一

株式会社日産サティオ奈良

代表取締役　中島　康年

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することに致しました。この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

https://qr.paps.jp/L6OC4

令和七年十月十日

福岡県太宰府市宰府三丁目二番六二号

太宰府写真株式会社

代表取締役　上田　宰

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千百五十九万二千五百円、資本準備金の額を二億九千二百五十六万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://hello.ai

令和七年十月十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二一番八号ＶＯＲＴ恵比寿Ⅲ二Ｆ

株式会社ハロー

代表取締役　播口　友紀

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十月十日

東京都目黒区青葉台四丁目六番六号

株式会社クラス

代表取締役　久保　裕丈

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、剰余金の配当（第三十期中間配当）を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年十月十日

東京都品川区東品川二丁目二番二四号

サンアロマー株式会社

代表取締役　高岡　博

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十月十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ

株式会社ＭＡＴＬｙＳ

代表取締役　古川　真也

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十月十日

滋賀県大津市浜大津四丁目八番三号

株式会社吾目堂

代表取締役　北野　勝彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十日

秋田県仙北市田沢湖生保内字牛沢五五番地

株式会社せんぼくおひさまプロジェクト

代表取締役　日髙　英樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十日

福井市榮町二の二五番地

株式会社森永鉄筋

代表取締役　森永　修康

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十日

山口県宇部市大字中野開作字三の割二七一番地の一

三陽設備工業株式会社

代表取締役　兼子　友里

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十日

福岡市南区屋形原一丁目三七番二〇号

千代田産業株式会社

代表取締役　中村　達郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十日

福岡市南区屋形原一丁目三七番二〇号

嘉穂産業株式会社

代表取締役　中村　直也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鈴木康昭が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十日

川崎市麻生区王禅寺東三丁目一九番一四号

マルベニ・インターナショナル・ペトロリウム・シンガポール・ピーティーイー・エルティーディー

日本における代表者　鈴木　康昭

暗号資産交換業の一部廃止の公告

当社は、令和七年十一月十二日十一時五十九分（以下「廃止日時」といいます。）をもって、暗号資産交換業において取り扱っている「メイカー」（以下「ＭＫＲ」といいます。）の取り扱いを廃止いたします。

廃止日時時点で当社が管理するお客様のＭＫＲにつきましては、当社が適当と判断する方法にて売却し、廃止日時より順次、日本円に換金したうえでお客様の当社口座の日本円残高に反映いたします。なお、ＭＫＲの売却が困難であると当社が判断した場合は、当社にて管理したうえで、廃止日時から起算して五年間、お客様の返還請求等に応じてＭＫＲを指定されたアドレスへ出金（送付）いたします。なお、五年を経過した日（令和十二年十一月十二日）以降につきましては、お客様から返還請求が行われた場合でも、返還されない場合がございます。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告いたします。

令和七年十月十日

東京都台東区台東一丁目二四番九号
ＦＩＮＸ　ＪＣｒｙｐｔｏ株式会社
代表取締役　陳　海騰

取得条項付新株予約権の取得につき通知公告

当社は、取締役会において、当社が発行する新株予約権の全部を令和七年十月二十五日をもって無償取得することを決議いたしましたので公告いたします。

令和七年十月十日

東京都港区芝三丁目一番一五号芝ボートビル七階
森ヒルズ㈱Asian Bridge
代表取締役　小西　広恭

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0066/index.html

令和七年十月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
アリエス特定目的会社
取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0078/index.html

令和七年十月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
アジア８特定目的会社
取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0104/index.html

令和七年十月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
アジアライフ３特定目的会社
取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0079/index.html

令和七年十月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
レジデンシャル５特定目的会社
取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金四千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月四日付官報の号外第四十三号六十四頁に掲載されています。

令和七年十月十日

東京都港区西新橋一丁目二番九号メンターキャピタル税理士法人内
オージーエム特定目的会社
取締役　石本　忠次

債権申出の公告

当社は、平成九年六月三日付で平成二年法律第六十四号附則第六条第一項の規定により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和七年七月二十三日、大阪地方裁判所（令和七年（ヒ）第六十号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

大阪市中央区東心斎橋二丁目三番一七号
和幸商事株式会社
代表清算人　弁護士　平井　義則
連絡先　大阪市北区中之島二―三―一八
中之島フェスティバルタワー二七階　弁護士法人大江橋法律事務所

訂正公告

令和七年十月一日（号外第二二〇号）掲載の沖縄ＮＸエアカーゴサービス株式会社に係る合併公告（枠組）中、掲載日「令和八年十月一日」とあるは、「令和七年十月一日」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月十日

扱　店

正　誤

令和七年九月三十日（号外第二百十八号）公布法務省・厚生労働省令第四号外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則附則第一条及び第二条中「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布により「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第三百四十一号）」となった。

法務省官報報告主任